

第 26 次審査情報提供事例（歯科）

令和 7 年 9 月 29 日提供分

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療報酬請求に関する審査は、健康保険法、療養担当規則、診療報酬点数表及び関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的・歯科医学的見解に基づいて行われています。

一方、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査における一般的な取扱いについて広く関係者に情報提供を行い、審査の透明性を高めることとしております。

このため、平成16年7月に「審査情報提供検討委員会」、平成23年6月に「審査情報提供歯科検討委員会」を設置し、情報提供事例の検討と併せ、審査上の一般的な取扱いに係る事例について、情報提供を行ってまいりました。

今後とも、当該委員会において検討協議を重ね、提供事例を逐次拡充することとしておりますので、関係者の皆様のご参考となれば幸いと考えております。

なお、情報提供する審査の一般的な取扱いについては、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性、用法・用量の妥当性などに係る医学的・歯科医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、本提供事例に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことにご留意ください。

平成23年9月

第 26 次審査情報提供事例（歯科）

No.	項 目	提 供 事 例
255	医学管理 等	原則として、再診月において、「ダツリ、C」病名に対して、診療実日数が 1 日で歯科治療が終了する場合であっても、2 回目以降の歯科疾患管理料の算定を認める。
256	医学管理 等	原則として、歯周病に罹患している患者に対して歯周病検査を実施する場合において、「P」病名の歯数にかかわらず、口腔内写真 5 枚までの歯周病患者画像活用指導料の算定を認める。
257	処置	原則として、う蝕歯即時充填形成を行った月の翌月以降における同一歯に対する初期う蝕早期充填処置の算定を認める。
258	歯冠修復 及び 欠損補綴	原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、非金属歯冠修復「レジンインレー」又は「CAD/CAMインレー」を装着する場合のう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。

255 歯科疾患管理料④

《令和7年9月29日新規》

○ 取扱い

原則として、再診月において、「ダツリ、C」病名に対して、診療実日数が1日で歯科治療が終了する場合であっても、2回目以降の歯科疾患管理料の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

管理計画に基づく継続的な口腔管理等を行ってきた患者に対して、「ダツリ、C」病名で、再診月において診療実日数が1日で歯科治療が終了する場合であっても、歯科疾患等の再発防止及び重症化予防のため、生活習慣の状況や口腔衛生状態等に係る口腔管理及び療養上必要な指導を行う場合がある。

256 歯周病患者画像活用指導料

《令和7年9月29日新規》

○ 取扱い

原則として、歯周病に罹患している患者に対して歯周病検査を実施する場合において、「P」病名の歯数にかかわらず、口腔内写真5枚までの歯周病患者画像活用指導料の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

「P」病名の歯及び歯周組織の部位に対して、歯周病が重度で歯頸部や歯間部、遠心面や根分岐部に対するブラッシング方法を効果的に指導するために、ミラーを使って拡大撮影するなど、さまざまな方向等から撮影を行うことが臨床上あり得るものと考えられる。

○ 留意事項

前歯部1歯の「P」病名に対して、5枚の口腔内写真の撮影に係る歯周病患者画像活用指導料の算定が傾向的にみられる場合等、診療状況が不明な場合は、必要に応じて医療機関に対して照会を行い、判断する必要がある。

257 初期う蝕早期充填処置④

《令和7年9月29日新規》

○ 取扱い

原則として、う蝕歯即時充填形成を行った月の翌月以降における同一歯に対する初期う蝕早期充填処置の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

う蝕歯即時充填形成を行った後、歯の状態の変化等によって、臨床上、同一歯の他歯面に初期う蝕早期充填処置を行う場合がある。

○ 留意事項

う蝕歯即時充填形成から初期う蝕早期充填処置までの期間等診療状況が不明な場合には、必要に応じて医療機関に対して照会を行い、個々の症例により判断する必要がある。

258 う蝕歯インレー修復形成③

《令和7年9月29日新規》

○ 取扱い

原則として、知覚過敏処置を実施し、後日、同一歯に対して、非金属歯冠修復「レジニンレー」又は「CAD/CAMインレー」を装着する場合のう蝕歯インレー修復形成の算定を認める。

○ 取扱いを定めた理由

歯の根面に知覚過敏が生じ、歯冠部にう蝕が生じる等の歯の状態により、同一歯に対して、知覚過敏処置を実施した後、別の日にレジニンレー又はCAD/CAMインレーを装着する必要があるため、う蝕歯インレー修復形成を行う場合がある。